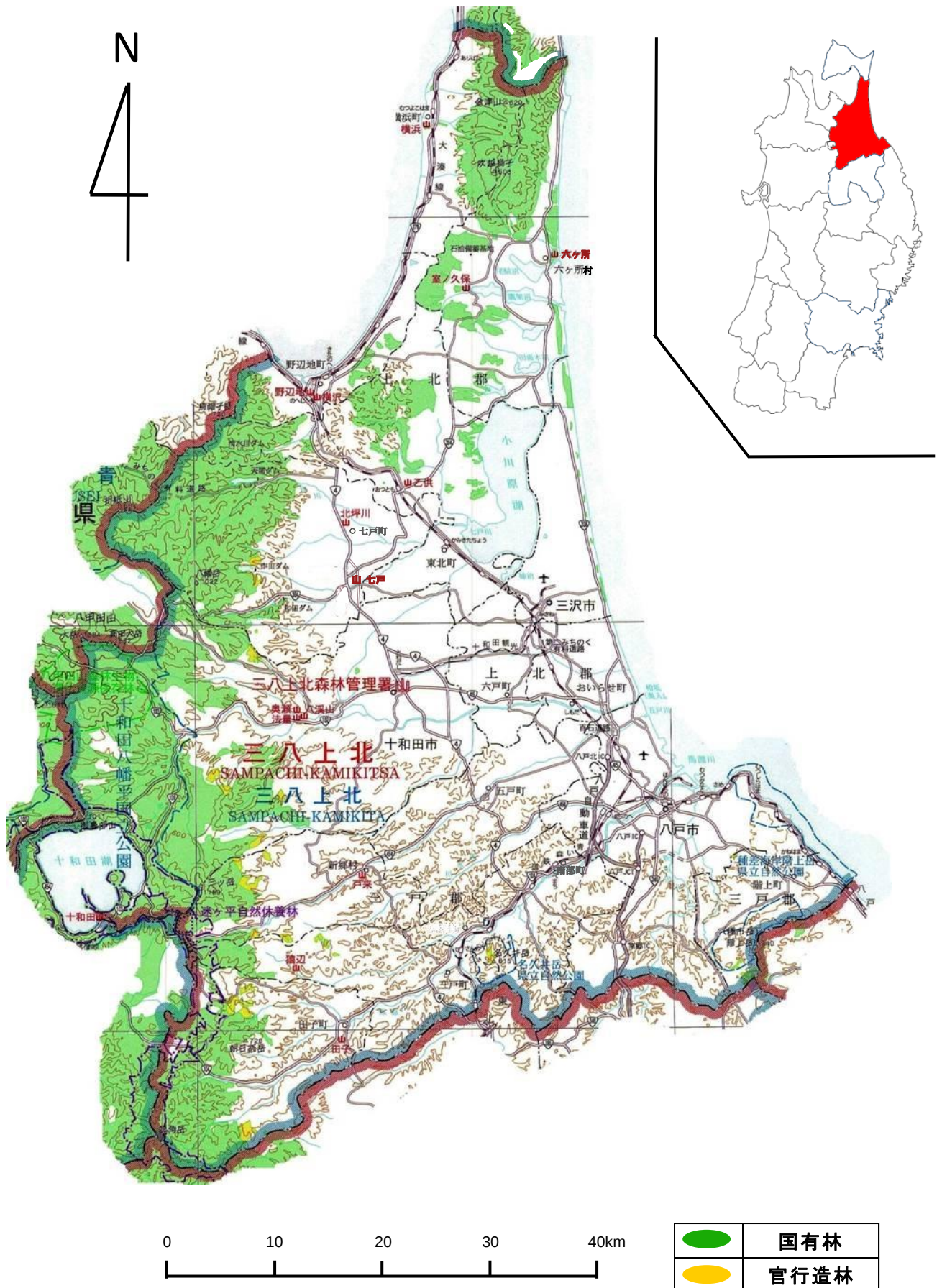


三八上北国有林の地域別の森林計画書（案）
（三八上北森林計画区）

計画期間	自	平成27年 4 月 1 日
	至	平成37年 3 月31日

東 北 森 林 管 理 局

三八上北森林計画区の位置図



目 次

I 計 画 の 大 綱

第1 森林計画区の概況 -----	1
1 位置 -----	1
2 自然的背景 -----	1
3 社会経済的背景 -----	2
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	4
第3 計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	5

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	6
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
1 森林の整備及び保全の目標	
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	11
(1) 溪畔周辺の整備・保全	
第3 森林の整備に関する事項 -----	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
2 造林に関する事項 -----	14
(1) 人工造林に関する基本的な事項	
(2) 天然更新に関する基本的な事項	
3 間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1) 間伐の標準的な方法	
(2) 保育の標準的な方法	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域	

(2) 公益的機能別森林における施業の方法	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	17
(1) 林道（林道専用道を含む。以下同じ。）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	19
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
第4 森林の保全に関する事項	21
1 森林の土地の保全に関する事項	21
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2 保安施設に関する事項	22
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) その他必要な方針	
3 森林の保護等に関する事項	23
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 計画量等	24
1 伐採立木材積	24
2 間伐面積	24
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	24
4 林道の開設又は拡張に関する計画	25

5	保安林整備及び治山事業に関する計画	26
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
第6	その他必要な事項	28
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 --	28
別表	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	37
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況	40
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況（気候）	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況	44
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向	58
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業体等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況（高性能林業機械）	
4	前期計画の実行状況	62
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	63
(1)	森林より森林以外への異動	
(2)	森林以外より森林への異動	

6	森林資源の推移 -----	63
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他 -----	65
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は青森県南東部に位置し、北は下北森林計画区、西は東青及び津軽森林計画区、南は岩手県の馬淵川上流及び久慈・閉伊川森林計画区に接し、東は太平洋に臨む、八戸市などの3市11町2村を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は奥羽山脈の東側の山岳地帯と、下北半島、十和田及び八戸地方に発達している東部丘陵地帯に大別される。

山岳地帯は、北の端の烏帽子岳(720m)から八幡岳(1,020m)、高田大岳(1,552m)、駒ヶ峯(1,416m)、御鼻部山(1,011m)、戸来岳(1,159m)を経て、青森、岩手、秋田三県境の四角岳(1,003m)に至る奥羽脊梁山脈の東斜面にまたがっている。

一方、丘陵地帯は下北半島けい部の中央部に一部急峻地を含むが、一般に低地をなし、小川原湖をはじめとする湖沼が点在している。

主な河川は、陸奥湾に注ぐ野辺地川、三角岳及び八幡岳から小川原湖に注ぐ坪川、七戸川、十和田湖から三本木平野を経て太平洋に至る奥入瀬川、また、奥羽山脈を源流に太平洋に注ぐ五戸川、熊原川、馬淵川の各河川、さらに、日本海に注ぐ米代川上流の一部も含まれている。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、西部の山岳地帯が第三系の変朽安山岩・流紋岩等で覆われ、中央部及び東部は、第四系のローム層火山灰に、下北半島のけい部から岩手県境にかけては第四系の泥岩・砂岩からなっている。

土壌は褐色森林土が大半で、その他ポドゾル土、黒色土等が見られる。その分布は、奥羽山脈の標高の高い地帯(おおむね標高700m以上)及び下北半島けい部の山地にはポドゾル土が出現し、これらの斜面下方や広い緩斜地には褐色森林土が見られる。また、丘陵地と平野部には火山噴出物や黒色土が広く出現している。

(3) 気候

平成16年～25年の過去10年間における気象観測データでは、最高気温は37.3℃(三戸町)、最低気温は-17.5℃(十和田市)、年平均気温は10℃前後である。年間降水量は1000～1600mm、最深積雪量は116cm(野辺地町)で、県内では最も積雪量が少ない地域となっている。また、この地域では春の終わりから夏にかけてやませと呼ばれる冷たく湿気を帯びた偏東風が吹くことがあり、一帯を寒冷なものにしている。

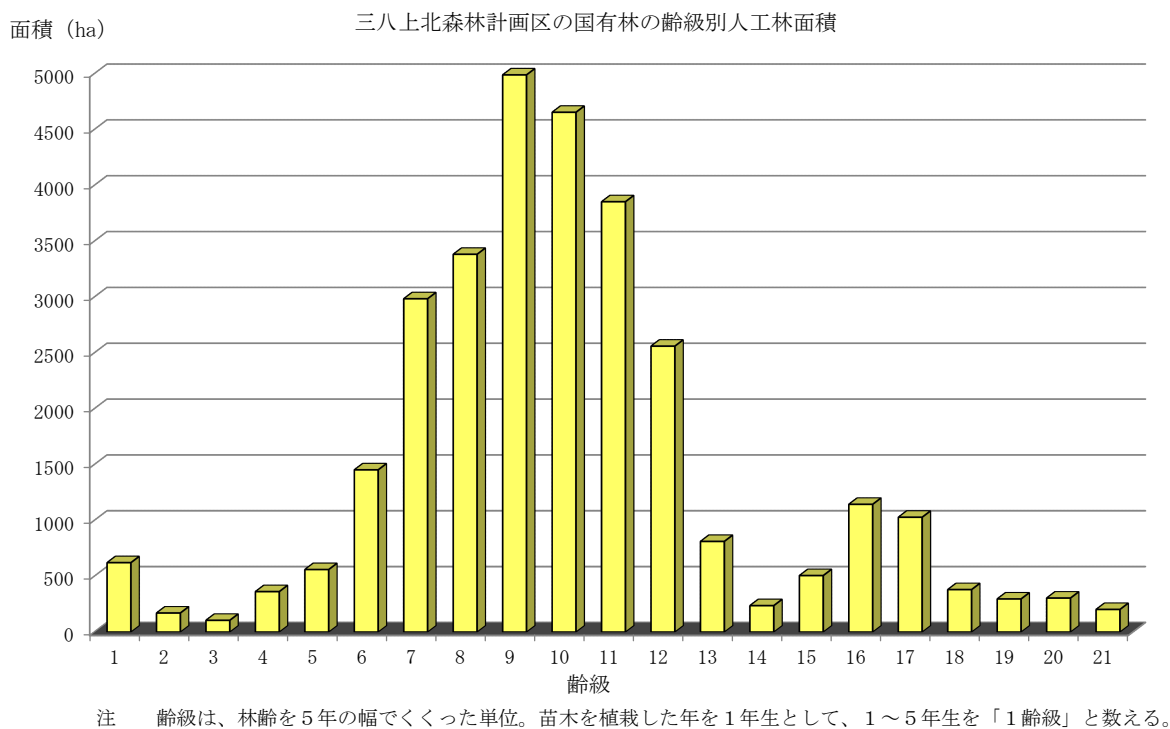
(4) 林況

ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は31千haで、立木地面積75千haの41%を占めている。

また、人工林蓄積は6,479m³で、総蓄積14,099m³の46%を占めており、樹種別ではスギが64%、アカマツが12%、カラマツが9%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり7齢級～10齢級が人工林全体の52%を占めており、10齢級以上の高齢級人工林の割合は52%となっている。



イ 天然林

天然林面積は44千haで、立木地面積の59%を占めており、ヒバを主とする林分とブナを主とする林分が主体をなし、高山地帯にはダケカンバが混交したアオモリトドマツ林が見られる。このうち、ヒバを主とする林分は下北半島けい部の山地一帯及び烏帽子岳周辺に分布しており、ブナを主とする林分は奥羽山脈の山岳地帯に分布している。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は340千haで青森県の総面積の35%を占めている。土地の利用状況は、森林が189千haで本計画区面積の56%を占め、農地が20%（水田9%）、その他が16%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は246千人で、その産業別の割合は第1次産業が11%、第2次

産業が23%、第3次産業が63%である。

総生産額は約1兆9千億円で、その産業別の割合は第1次産業が4%、第2次産業が32%、第3次産業が64%である。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、就業者数で3%、生産額では3%となっている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は79千haで、計画区内の土地面積340千haの23%、森林面積189千haの42%を占めている。

青森県内にある4計画の中でも東青森林計画区に次いで国有林面積の小さい地域であるが、県内でも工業の集積度の高い八戸周辺地域を包括しており、この工業地帯への水ガメとしての役割を果たしている。

また、十和田八幡平国立公園をはじめとする森林景観の優れた地域や森林レクリエーションの適地も多く、地域の保健休養の場として国有林が広く活用されている。



【石倉から望む八甲田山（十和田市）】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成22年度～平成26年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（平成26年度は実行予定を計上している。）

主伐については、官行造林の契約相手の意向による伐期延長等により、計画をやや下回る実績となった。

間伐については、地球温暖化防止対策に資するための森林整備を積極的に推進したが、生育状況を考慮し実行を一部見合わせたことから、計画をやや下回る実績となった。

人工造林については、平成23年に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更新を次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、地域の要望により薪炭共用林の伐採を追加計上したため、実施箇所が増加し、計画を上回る実績となった。

林道等の開設については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった災害箇所の拡張（改良）に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

治山事業については、本数調整伐等の森林整備について、保安林の機能を維持しつつ、他の森林整備事業で実施したことなどにより、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	899 千m ³	725 千m ³ (81)
主伐	207 千m ³	169 千m ³ (82)
間伐	692 千m ³	556 千m ³ (80)
造林面積	858 ha	734 ha (85)
人工造林	736 ha	569 ha (77)
天然更新	122 ha	164 ha (134)
林道等の開設又は拡張	開設：17.6km	開設：12.0km (68) (舗装)： 箇所 (改良)： 8箇所
保安林等の整備	指定： ha 解除： 1 ha	指定： ha 解除： ha
水源かん養	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
災害防備	指定： ha 解除： 1 ha	指定： ha 解除： ha
保健、風致の保存等	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
治山事業	135 地区	75 地区

注1 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、これらの人工林の多くが利用期を迎えつつある。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、適切な主伐・再造林を推進し、森林資源を有効に活用しながら、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、森林の現況、立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めることとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことに努めることとする。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮することとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

三八上北国有林の地域別の森林計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	78,557.31	
十和田市	28,026.96	三八上北森林管理署
三 沢 市	118.64	〃
野 辺 地 町	1,945.99	〃
七 戸 町	14,623.81	〃
横 浜 町	5,040.93	〃
東 北 町	5,785.71	〃
六ヶ所村	8,208.93	〃
三 戸 町	1,588.03	〃
田 子 町	9,798.65	〃
南 部 町	72.80	〃
階 上 町	95.13	〃
新 郷 村	3,251.73	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課及び三八上北森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能^{かん}の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林への転換を推進することとする。また、地質的にぜい弱な地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。さらに、海岸林については防風、防潮等に資するよう快適環境形成機能の維持増進に配慮した森林整備を推進することとする。

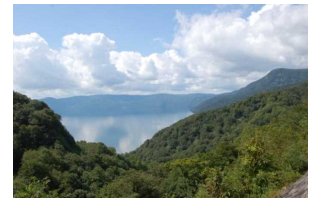
また、本森林計画区の国有林は原生的あるいは優れた景観を有し、十和田湖や奥入瀬溪流に代表される十和田八幡平国立公園や十和田鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、登山等の森林を利用したレクリエーションや温泉等の保健休養の場として多くの人々に利用され、また貴重な野生動植物が多く生育・生息している森林も多く、このような森林においては、特に保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

併せて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能^{かん})

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【十和田湖（十和田市）】

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【イメージ】

(快適環境形成機能)

大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



【三沢海岸（三沢市）】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【奥入瀬溪流（十和田市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。



【葛沼（十和田市）】

(生物多様性保全機能)

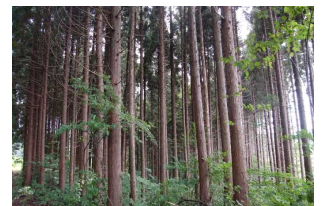
原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。



【八甲田森林生物遺伝資源保存林（十和田市）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【横沢地区（東北町）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害への対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。また、機能類型区分に応じた適切な森林施業の結果得られる木材については、計画的に供給することとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 〔 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 人為※ ₁ により単一の樹冠層を構成する森林と して成立させ維持する森林 〕	29,982.23	28,418.60
	育成複層林 〔 森林を構成する林木を択伐※ ₂ 等により伐採 し、人為により複数の樹冠層※ ₃ を構成する森 林として成立させ維持する森林 〕	3,613.42	3,855.73
	天然生林※ ₄ 〔 主として天然力※ ₅ を活用することにより成立 させ維持する森林 〕	41,284.11	41,351.70
	森林蓄積 (ha当たり)	188.01	203.90

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林に導くための施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

主な樹種別の主伐の時期は下表のとおりとする。

単位 林齢：年

地 区	樹 種	施業方法	主伐の時期	更新方法
全 域	ス ギ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	100	新 植
	カラマツ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	80	新 植
	アカマツ	通常伐期	50	天然下種
		長伐期	100	天然下種

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 育成複層林に導くための施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 漸伐又は複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林に導くための施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラムツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	45	40	40	55	30

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的な事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整することとする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹 種	植栽本数
ス ギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500
ヒノキ	3,000～3,500

ウ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を選択することとする。

アカマツ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

(イ) 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長が期待できるよう実施することとする。

エ 伐採跡地の人工造林すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的な事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ヒバ、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施す

ることが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずることとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮することとする。

イ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定することとする。

ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）とする。

エ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態

に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業時期及び回数

作業別の作業時期及び回数の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別		保育作業計画（年）														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈		△	○	○	○	○	△									
	つる切・除伐								←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下刈	人工林	○	○	○	○	△										
		天然林	◎	◎	○	○	○										
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→			
カラマツ	下刈		○	○	○	△											
	つる切・除伐						←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈り、△は必要に応じて実施することを示す。

イ 施業方法の基準

（ア）下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。下刈終期の目安は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

（イ）つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

（ウ）除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来成育の見込みのない形質不良な植栽木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（1）公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林の区域については以下の考え方に従い、別表（p37参照）のとおり定める。

ア 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能^{かん}の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

(イ) 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

(2) 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

ア 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持(育成複層林施業にあっては下層木の適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ。)等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な

規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	198	587
うち林業専用道を含む路線	4	7

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、平成26年3月31日現在の数値である。

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0° ～15° ）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30° ～35° ）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35° ～ ）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

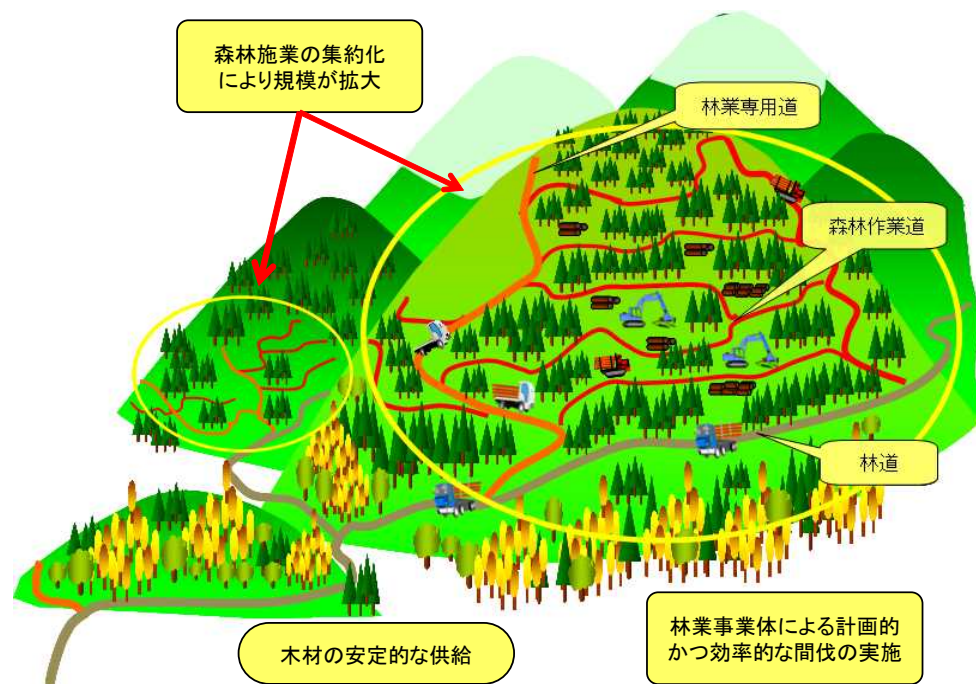
注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

- (4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。



【効率的な森林施業のイメージ】

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成・強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあり、労働生産性の向上、生産コストの縮減に一定の効果を上げているものの、さらなるコスト縮減等に向けて、今後も継続して普及に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取

り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		63,030.07	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156 (深) 1, (蔭) 1	27,449.83		
野辺地町	1072～1077, 1079, 1103, 1322～1323, 1326～1330, 1343	1,223.59		
七戸町	1401～1454, 1506～1527	14,203.79		
横浜町	2088, 2089, 2407	227.22		
東北町	1056～1071, 1261, 1281, 1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351	2,709.74		
六ヶ所村	1213, 2001～2012, 2016, 2024～2037, 2039, 2041, 2045, 2046, 2140, 2202～2204, 2208	2,739.51		
三戸町	583～590, 594～598, (貝) 1, (蛇) 1, (湯) 1～2	1,422.20		
田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582, (田) 11, 12, 16～20 (遠) 1～3	9,744.50		
南部町	(大) 1	72.8		
新郷村	592～593, 599, 601, 603～605, 607～621 (新) 1～4, (開) 1	3,236.89		

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は下記のとおり

(蔭) 十和田市蔭沢

(深) 十和田市深持財産区

(貝) 三戸町貝守財産区

(蛇) 三戸町蛇沼財産区

(湯) 三戸町湯ノ沢・千俵山

(田) 田子町

(遠) 遠瀬・滝沢出口(本宮宏) (大) 南部町大向生産森林組合 (新) 新郷村
(開) 新郷開拓農業協同組合

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たっての留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。

また、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫及びナラ枯れ被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、青森県内においても目撃されているとともに定着しているとの情報もあることから、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、被害の未然防止に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の適正な保護のため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,897	1,835	62	850	819	30	1,047	1,016	31
前半5ヵ年の計画量	1,148	1,089	58	599	572	27	548	517	31

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	15,014
前半5ヵ年の計画量	8,469

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	1,829	375
前半5ヵ年の計画量	932	140

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
開設	自動 車道	林 業 専用道	十和田市	月日山	1.0	75	○	1		
				馬の神	2.2	94	○	2		
				オモ沢	1.3	133	○	3		
				小増沢	2.0	210	○	4		
				青ぶな	3.0	200		5		
				二ノ沢	3.6	368		6		
			小 計	6 路線	13.1					
			七戸町	スミヤキ沢	5.4	438	○	7	うち2.6km後期	
				ウシ沢	1.0	62	○	8		
				二百平	1.5	96	○	9		
				小田ノ沢	1.8	124	○	10		
				白石	0.9	52		11		
				大浦内	3.2	185		12		
			小 計	6 路線	13.8					
			横浜町	ドンドリ沢	1.5	84	○	13		
				明神支線	3.0	147		14		
			小 計	2 路線	4.5					
			東北町	マカリ沢	1.0	150		15		
				細津	2.7	58		16		
			小 計	2 路線	3.7					
			六ヶ所村	北ノ沢	1.0	58	○	17		
				クビリト	1.6	33	○	18		
				石川沢	0.9	55	○	19		
				ヲッケの沢	1.0	90	○	20		
			小 計	4 路線	4.5					
			三戸町	葛畑	2.0	182	○	21		
				1 路線	2.0					
			田子町	湯沢	2.2	178	○	22		
				小雷鉢	1.2	57	○	23		
				貫通	2.6	147	○	24		
				桂久保沢	1.2	168	○	25		
			小 計	4 路線	7.2					
			新郷村	三ツ相場沢	2.0	127	○	26		
				岡奴	2.5	88	○	27		
				ヤスノ沢	1.0	61	○	28		
			小 計	3 路線	5.5					
合 計				21路線	34.2					
前半5ヵ年の計画量				28路線	54.2					

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分の 計画面積	
総数（実面積）	63,393.28	63,393.28	
水源かん養のための保安林	58,284.79	58,284.79	
災害防備のための保安林	5,407.03	5,407.03	
保健、風致の保存等のための保安林	7,928.79	7,928.79	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定/ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由
		市 町 村	区 域（林 班）		前半5ヵ年 の計画面積	
解 除	総 数			2.25	2.25	
	水 源 かん養	十 和 田 市	67, 75, 78	2.03	2.03	道路用地
	保 健 風 致	十 和 田 市	67	0.22	0.22	道路用地

注 種類欄の保安林の略称は以下のとおり。

水源かん養＝水源かん養のための保安林

保健風致＝保健、風致の保存等のための保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
十和田市	10, 38～41, 71, 85, 89, 114, 115, 143	11	9	溪間工 山腹工 植栽工 本数調整伐	
三 沢 市	155	1	1	本数調整伐	
七 戸 町	1402, 1410～1413, 1417, 1420, 1431, 1442, 1508	10	4	本数調整伐	
六ヶ所村	1134, 1135, 2140, 2141, 2201	5	5	本数調整伐	
三 戸 町	598	1	0	本数調整伐	
田 子 町	501, 504, 512, 513, 518, 522, 523, 525, 526, 545, 547, 567, 568	13	2	本数調整伐	
合 計		41	21		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水かん	十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156 (深) 1	27,146.37	別紙1の とおり	土 流 694.18 保 健 6,730.17 砂 指 284.27 国特保 4,984.38 国特1 3,125.69 国特2 3,344.19 国特3 5,014.78 鳥保特 6,224.79 特史跡 4,894.04
	野辺地町	1072～1073, 1075～1077, 1079, 1103, 1322, 1323, 1326～1330, 1343	1,180.33		
	七戸町	1401～1454, 1506～1527	14,072.17		砂 指 185.94
	東北町	1056～1062, 1066～1071, 1281, 1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351	2,217.63		土 流 27.57 保 健 94.44 砂 指 2.76
	六ヶ所村	2004, 2007～2011, 2203, 2204	703.86		
	三戸町	583～586, 588～590, 594～598 (貝) 1, (蛇) 1, (湯) 1, 2	1,320.26		保 健 70.94
	田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582 (遠) 1～3, (田) 11～12, 16～20	8,939.54		保 健 154.97 砂 指 297.39
	南部町	(大) 1	72.8		県特1 2.57 県特3 70.23
	新郷村	592, 593, 599, 601, 603～605, 607～621 (新) 1～4, (開) 1, (西) 1	2,633.86		保 健 310.68 砂 指 80.14
	小 計		58,286.82		
土 流	十和田市	1～3 (蔭) 1	782.43		水かん 694.18 砂 指 22.76
	横浜町	2088, 2089	125.83		
	東北町	1062, 1063～1065	471.00		水かん 27.57
	六ヶ所村	2001～2006, 2039, 2041, 2046	559.75		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	田 子 町	505, 506, 508, 510, 511, 520, 521, 532～536	681.70	別紙１の とおり	砂 指 54.82
	新 郷 村	607, 608, 612, 613, 616, 619, 620	571.42		県環特 194.79
	小 計		3,192.13		
土 崩	六ヶ所村	2045	33.64		
	田 子 町	510, 515, 516, 518～520, 525, 526, 531, 537, 553	60.77		砂 指 2.89
	新 郷 村	592	1.63		
	小 計		96.04		
防 風	三 沢 市	155	84.97		
	六ヶ所村	1134, 1135, 2140, 2141, 2201	542.42		保 健 41.72
	小 計		627.39		
干 害	六ヶ所村	2001～2003, 2005, 2006, 2024～2037	1,410.09		
	三 戸 町	587	81.38		
	小 計		1,491.47		
保 健	十和田市	32, 33, 46, 51～59, 62～71, 73～75, 77, 78, 81, 86, 102, 105, 108, 110, 111, 114～117, 120, 127, 128, 130, 156	6,850.19		水かん 6,730.17 風 致 102.66 砂 指 8.98 国特保 4,848.69 国特１ 1,913.87 国特２ 85.12 国特３ 2.51 鳥保特 5,364.14 特史跡 3,565.48
	野辺地町	1072, 1074, 1075	303.41		砂 指 8.06
	東 北 町	1068	94.44		水かん 94.44
	六ヶ所村	2140	41.72		防 風 41.72
	三 戸 町	583, 598	70.94		水かん 70.94
	田 子 町	543	154.97		水かん 154.97
	新 郷 村	601, 604, 605	310.68		水かん 310.68
	小 計		7,826.35		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
風 致	十 和 田 市	66	102.66	別紙１の とおり	保 健	102.66
					国特保	102.66
	小 計		102.66			
計			71,622.90			
砂 指	十 和 田 市	1～4, 9, 17～19, 31～35, 37～38, 41, 42, 44, 46～48, 60, 62, 66, 71～77, 79, 92, 93, 96, 98～101, 109, 112～116, 119, 122, 125, 129, 135, 142, 143	344.92	別紙３の とおり	水かん	284.27
					土 流	22.76
					保 健	8.98
					国特保	18.78
					国特１	45.85
					国特２	32.62
					国特３	124.02
					鳥保特	40.51
					特史跡	8.20
	野 辺 地 町	1072～1075	13.72		保 健	8.06
	七 戸 町	1404～1417, 1419～1421, 1435, 1438, 1442, 1447, 1506～1512, 1515, 1518～1523, 1525, 1526	188.76		水かん	185.94
	東 北 町	1070, 1071	2.76		水かん	2.76
	六ヶ所村	2012, 2202	2.55			
	田 子 町	501, 503～511, 514～521, 528～536, 539, 543, 546～552, 554, 555, 567, 569	355.70		水かん	297.39
					土 流	54.82
					土 崩	2.89
	新 郷 村	607, 608, 611～613, 618～621	80.79		水かん	80.14
計			989.20			
国特保	十 和 田 市	32, 33, 46, 51～57, 64, 66, 68～72, 76, 79, 82, 85, 89～92, 95, 96, 105, 108, 110, 111, 116, 117, 120, 127, 128, 130, 156	5,122.06	別紙２の とおり	水かん	4,984.38
					風 致	102.66
					保 健	4,848.69
					砂 指	18.78
					鳥保特	3,661.83
					特史跡	2,307.11
	小 計		5,122.06			
国特１	十 和 田 市	57～59, 62, 64～67, 69, 73～75, 78, 102, 113～117, 119, 120, 126	3,207.36		水かん	3,125.69
					保 健	1,913.87
					砂 指	45.85
					鳥保特	2,732.98
					特史跡	1,587.97
	小 計		3,207.36			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国特2	十和田市	50, 55, 56, 60～63, 65～67, 69, 70, 77, 81, 86～88, 90, 91, 94, 95, 108～113, 118, 119, 127, 128, 130	3,386.42	別紙2のとおり	水かん 3,344.19 保 健 85.12 砂 指 32.62 鳥保特 1.87 特史跡 872.86
	小 計		3,386.42		
国特3	十和田市	32, 52, 53, 60, 62, 65, 66, 72～89, 92～94, 96～102, 105, 109, 112, 113 (奥) 2	5,160.42		水かん 5,014.78 保 健 2.51 砂 指 124.02 鳥保特 3.58 特史跡 247.23
	小 計		5,160.42		
計			16,876.30		
県特1	南部町	(大) 1	2.57		水かん 2.57
	小 計		2.57		
県特3	南部町	(大) 1	70.23		水かん 70.23
	階上町		27.00		
	小 計		97.23		
計			99.80		
県環特	新郷村	607, 612, 613, 616, 619, 620	194.99	別紙3のとおり	土 流 194.79
	小 計		194.99		
計			194.99		
鳥保特	十和田市	54, 57～59, 64～68, 111, 114～117, 120, 156	6,400.26		水かん 6,224.79 保 健 5,364.14 砂 指 40.51 国特保 3,661.83 国特1 2,732.98 国特2 1.87 国特3 3.58 特史跡 2,700.97
	計		6,400.26		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
特史跡	十和田市	32, 33, 46, 51～72, 76, 79, 82, 85, 89, 92, 96, 156	4,966.39	別紙3の とおり	水かん 4,894.04 保 健 3,565.48 砂 指 8.20 国特保 2,307.11 国特1 1,587.97 国特2 872.86 国特3 247.23 鳥保特 2,700.97
計			4,966.39		
特母樹	東 北 町	1092	2.22		
計			2.22		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林
土 流＝土砂流出防備保安林
土 崩＝土砂崩壊防備保安林
干 害＝干害防備保安林
風 致＝風致保安林
保 健＝保健保安林
防 風＝防風保安林
砂 指＝砂防指定地

国特保＝国立公園特別保護地区
国特1＝国立公園第1種特別地域
国特2＝国立公園第2種特別地域
国特3＝国立公園第3種特別地域
県特1＝県立自然公園第1種特別地域
県特3＝県立自然公園第3種特別地域
県環特＝県自然環境保全地域特別地区
鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
特母樹＝特別母樹林

2 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(深) 十和田市深持財産区
(蛇) 三戸町蛇沼財産区
(遠) 遠瀬・滝沢出口 (本宮宏)
(大) 南部町大向生産森林組合
(開) 新郷開拓農業協同組合
(奥) 十和田市奥瀬財産区

(貝) 三戸町貝守財産区
(湯) 三戸町湯ノ沢・千俵山
(田) 田子町
(新) 新郷村
(蔭) 十和田市蔭沢
(島) 階上町南郷島守財産区

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	1 主伐に係るもの (1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 (2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 (3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 (4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐に係るもの (1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 (2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	1 主伐に係るもの (1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 (2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 (3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
2 伐採の限度	(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植 栽	1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につきの確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

別紙２ 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1 伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙 3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例」（平成15年3月24日青森県条例第8号）で定めるところによる。
県自然環境保全地域 特別地区	「青森県自然環境保全条例」（昭和48年7月10日青森県条例第31号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
特別史跡名勝 天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。
特別母樹・特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。

計 画 事 項 の 別 表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		77,001.87	
十和田市	計	27,626.74	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156		
三 沢 市	計	118.64	
	155		
野辺地町	計	1,945.99	
	1072～1079, 1101～1103, 1322, 1323, 1326～1330, 1343		
七 戸 町	計	14,478.34	
	1401～1454, 1506～1527		
東 北 町	計	5,785.71	
	1055～1071, 1092, 1093, 1133, 1238, 1239, 1241～1247, 1249, 1250, 1261～1267, 1273～1278, 1281, 1282, 1301, 1303～1325, 1344～1354, 1480, 1482, 1484, 1488～1491, 1495～1500, 1527, 1569, 1583, 1584		
三 戸 町	計	1,530.55	
	583～591, 594～598		
田 子 町	計	9,347.68	
	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582		
横 浜 町	計	5,040.24	
	2088～2120, 2367, 2369～2371, 2373, 2375～2379, 2382, 2384, 2385, 2390～2392, 2395～2402, 2407, 2661～2668		
六ヶ所村	計	8,208.93	
	1118, 1121～1125, 1134, 1135, 1138～1160, 1163, 1165～1172, 1174, 1176～1180, 1193～1195, 1197～1200, 1208, 1211～1213, 1215～1217, 2001～2047, 2140, 2141, 2201～2204, 2206～2217		
新 郷 村	計	2,919.05	
	592, 593, 599, 601, 603～605, 607～621		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		20,458.17	
十和田市	計 1～5, 9, 17～19, 31～35, 37～50, 53, 55, 56, 60, 62, 66, 70～79, 85～89, 92～94, 96～101, 109, 112～116, 119, 122, 125, 128～131, 133, 135, 136, 139, 142～144	6,088.52	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
三 沢 市	計 155	118.64	
野辺地町	計 1072～1075	130.08	
七 戸 町	計 1404～1417, 1419～1421, 1435, 1438～1440, 1442～1448, 1506～1513, 1515, 1517～1523, 1525, 1526	3,492.75	
東 北 町	計 1062～1068, 1070, 1071	854.02	
田 子 町	計 501～511, 514～521, 525, 526, 528～543, 546～548, 551～557, 559, 560, 567, 569	3,096.06	
横 浜 町	計 2088～2092, 2094, 2095, 2100, 2103～2108, 2110～2117, 2119, 2120, 2373, 2399, 2407	1,729.42	
六ヶ所村	計 1134, 1135, 2001～2008, 2010～2012, 2014, 2016～2022, 2024～2037, 2039～2042, 2044～2047, 2140, 2141, 2201, 2202	3,521.22	
新郷村	計 592, 603～605, 607, 608, 611～613, 615～621	1,427.46	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		629.92	
三沢市	計	85.02	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	155		
六ヶ所村	計	544.90	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1134, 1135, 2140, 2141, 2201		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		15,547.86	
十和田市	計	12,284.00	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	32, 33, 46, 51～75, 77～79, 81, 82, 85～92, 94～96, 102, 105, 108～120, 125～128, 130, 136, 139, 143, 144, 156		
野辺地町	計	335.25	
	1072, 1074, 1075, 1077～1079		
七戸町	計	722.36	
	1415, 1419, 1421, 1423, 1424, 1509～1514, 1516～1518		
東北町	計	96.66	
	1068, 1092		
三戸町	計	515.12	
	583, 589, 590, 594～598		
田子町	計	255.40	
	543, 578～580, 582		
横浜町	計	205.55	
	2407		
六ヶ所村	計	103.59	
	2018		
新郷村	計	1,029.93	
	601, 604, 605, 607, 608, 611～613, 616, 619, 620		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	340,159	188,523	78,557	109,966	55
八 戸 市	30,540	10,140	—	10,140	33
十和田市	72,567	47,593	28,027	19,566	66
三 沢 市	12,009	1,917	119	1,798	16
野辺地町	8,161	5,271	1,946	3,325	65
七 戸 町	33,723	22,315	14,624	7,691	66
六 戸 町	8,406	2,560	—	2,560	30
横 浜 町	12,655	8,068	5,041	3,027	64
東 北 町	32,671	13,520	5,786	7,735	41
六ヶ所村	25,301	12,526	8,209	4,317	50
おいらせ町	7,188	1,296	—	1,296	18
三 戸 町	15,155	9,729	1,588	8,141	64
五 戸 町	17,782	9,270	—	9,270	52
田 子 町	24,210	19,401	9,799	9,603	80
南 部 町	15,315	7,697	73	7,624	50
階 上 町	9,391	5,461	95	5,366	58
新 郷 村	15,085	11,759	3,252	8,507	78

注1 区域面積は、国土地理院「平成25年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林面積は林野庁所管面積（官行造林を含む）で、民有林面積は地域森林計画対象面積。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(2) 地況 (気候)

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	備 考
	最 高	最 低	年平均			
野 辺 地	33.6	-12.8	9.8	1,440	116	
六ヶ所	34.2	-12.6	9.4	1,418	—	
三 沢	36.3	-12.1	10.1	1,083	—	
十和田	35.8	-17.5	9.8	1,052	88	
八 戸	36.7	-10.1	10.6	1,032	61	
休 屋	32.5	-14.7	8.1	1,589	—	
三 戸	37.3	-15.0	10.1	1,102	89	

資料 気象庁 (2004～2013年) による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2004～2013年までの10ヵ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総 数	340,159	188,523	68,643	31,618	37,000	82,993
八 戸 市	30,540	10,140	5,260	2,250	3,020	15,140
十和田市	72,567	47,593	12,500	8,720	3,760	12,474
三 沢 市	12,009	1,917	3,760	1,930	1,830	6,332
野辺地町	8,161	5,271	873	343	530	2,017
七 戸 町	33,723	22,315	7,170	3,950	3,210	4,238
六 戸 町	8,406	2,560	3,470	2,010	1,460	2,376
横 浜 町	12,655	8,068	2,490	485	2,010	2,097
東 北 町	32,671	13,520	8,470	3,400	5,070	10,681
六ヶ所村	25,301	12,526	3,710	734	2,980	9,065
おいらせ町	7,188	1,296	3,370	1,760	1,610	2,522
三 戸 町	15,155	9,729	2,730	959	1,770	2,696
五 戸 町	17,782	9,270	4,590	2,100	2,490	3,922
田 子 町	24,210	19,401	2,850	968	1,880	1,959
南 部 町	15,315	7,697	3,990	1,060	2,920	3,628
階 上 町	9,391	5,461	1,370	281	1,090	2,560
新 郷 村	15,085	11,759	2,040	668	1,370	1,286

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査」(平成25年)による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	1,946,059	85,574	72,219	2,247	11,108	623,408	1,242,914
八 戸 市	841,983	16,745	8,446	326	7,972	163,434	664,330
十 和 田 市	183,950	10,231	9,832	393	6	25,106	149,166
三 沢 市	162,877	6,851	6,517	36	298	33,340	123,175
野 辺 地 町	33,212	701	441	60	200	5,044	27,567
七 戸 町	40,717	3,996	3,750	246	0	5,608	31,235
六 戸 町	27,017	3,606	3,560	46	0	7,810	15,682
横 浜 町	16,320	5,144	4,799	5	340	4,066	7,159
東 北 町	50,741	7,820	6,591	141	1,088	11,975	31,098
六ヶ所村	368,302	3,417	2,539	68	810	323,276	42,713
おいらせ町	61,616	4,188	4,068	11	109	13,254	44,358
三 戸 町	27,435	3,898	3,796	103	0	5,332	18,287
五 戸 町	43,278	5,993	5,796	198	0	10,342	27,072
田 子 町	15,984	3,152	3,037	115	0	2,570	10,310
南 部 町	38,211	5,529	5,286	243	0	6,192	26,605
階 上 町	27,122	2,524	2,125	113	285	5,412	19,267
新 郷 村	7,294	1,779	1,636	143	0	647	4,890

資料 「平成23年度青森県市町村民経済計算」による。

注 総生産は、帰属利子等控除後であるため、各産業別生産額の合計値より過小となる。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	246,417	26,894	24,024	744	2,126	57,628	155,520
八 戸 市	108,446	3,926	3,061	53	812	24,456	77,412
十 和 田 市	32,446	3,657	3,430	210	17	6,898	19,463
三 沢 市	19,759	1,496	1,380	2	114	4,014	13,601
野 辺 地 町	6,469	546	284	54	208	1,702	4,206
七 戸 町	8,213	1,667	1,595	70	2	1,926	4,601
六 戸 町	5,206	1,150	1,144	4	2	1,348	2,647
横 浜 町	2,482	726	459	12	255	681	1,069
東 北 町	9,352	2,503	2,232	61	210	2,107	4,728
六ヶ所村	6,250	872	605	11	256	2,443	2,926
おいらせ町	11,838	1,208	1,171	3	34	3,435	7,008
三 戸 町	5,390	1,709	1,672	36	1	1,047	2,620
五 戸 町	9,308	2,117	2,080	32	5	2,506	4,672
田 子 町	3,264	1,254	1,160	94	0	711	1,298
南 部 町	9,754	2,605	2,566	34	5	2,099	4,979
階 上 町	6,611	647	409	34	204	1,974	3,755
新 郷 村	1,629	811	776	34	1	281	535

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積:ha 材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	総数	78,557.31	14,099	195	663.31		195.73			158.60	5	1	439.64	32	3	
		針	74,879.76	14,099	195	663.31		195.73			158.60	5	1	439.64	32	3	
		広	37,505.24	7,458	144	600.32		170.43			116.02	5	1	402.41	31	3	
	総数	針	37,374.52	6,641	52	62.99		25.30			42.58			37.23	1		
		針	30,599.15	6,479	134	621.08		170.43			105.05	4	1	361.72	29	3	
		針	30,418.38	6,074	129	574.18		170.43			105.05	4	1	358.89	28	3	
	育成林	針	180.77	405	5	46.90								2.83			
		針	29,639.26	6,276	132	621.08		166.08			102.37	4	1	356.43	28	3	
		針	29,458.49	5,946	128	574.18		166.08			102.37	4	1	353.60	28	3	
	育成林	針	180.77	330	4	46.90								2.83			
針		(13.15)															
針		959.89	202	2			4.35			2.68			5.29				
天然林	総数	針	959.89	128	1			4.35			2.68			5.29			
		針		75	1												
		針	44,280.61	7,620	62	42.23		25.30			53.55	1		77.92	3		
	育成林	針	7,086.86	1,384	15	26.14					10.97			43.52	2		
		針	37,193.75	6,236	47	16.09		25.30			42.58			34.40	1		
		針	342.97	43	2						10.97			43.44	2		
	育成林	針	342.87	43	2						10.97			43.44	2		
		針	0.10														
		針	3,409.76	747	9												
	育成林	針	1,693.04	470	5												
針		1,716.72	277	3													
針		40,527.88	6,830	52	42.23		25.30			42.58			34.48	1			
天然生	針	5,050.95	871	8	26.14								0.08				
	針	35,476.93	5,960	44	16.09		25.30			42.58			34.40	1			
	針																
無立木地	竹林	針															
		針	3,677.55														

- 注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数															
	総数	749.21	79	6	1,697.50	261	13	3,072.74	560	21	3,529.10	759	22	5,353.72	1,243	28
		749.21	79	6	1,697.50	261	13	3,072.74	560	21	3,529.10	759	22	5,353.72	1,243	28
		645.14	74	5	1,557.43	250	12	2,994.57	549	21	3,392.72	725	21	5,032.00	1,156	26
	総数	104.07	5		140.07	11	1	78.17	10		136.38	35	1	321.72	87	2
		559.51	66	5	1,452.15	238	12	2,984.34	552	21	3,382.19	745	21	4,988.71	1,212	27
		531.10	64	5	1,426.03	236	12	2,984.34	548	21	3,382.19	723	21	4,988.71	1,150	26
	育単層成林	28.41	2		26.12	3			4			22			62	1
		558.68	66	5	1,452.15	238	12	2,984.34	552	21	3,373.75	743	21	4,926.81	1,203	27
		530.27	64	5	1,426.03	236	12	2,984.34	548	21	3,373.75	722	21	4,926.81	1,144	26
天然林	総数	28.41	2		26.12	3			4			21			59	1
	育複層成林										8.44	2		61.90	9	
		0.83									8.44	1		61.90	6	
												1			4	
	総数	189.70	13	1	245.35	22	1	88.40	8		146.91	14	1	365.01	31	1
		114.04	10	1	131.40	14	1	10.23	2		10.53	2		43.29	7	
		75.66	3		113.95	8	1	78.17	6		136.38	13		321.72	25	1
	育単層成林	106.46	9		130.92	14	1	7.91	1		6.33	1		30.91	5	
		106.46	9		130.92	14	1	7.91	1		6.33	1		30.91	5	
無立木地	総数				20.67			5.20			30.81	2		38.62	3	
	育複層成林										0.15			6.65	1	
					20.67			5.20			30.66	2		31.97	2	
					93.76	8	1	75.29	6		109.77	11		295.48	23	1
	天然生	83.24	4					2.32			4.05	1		5.73	1	
		7.58	1		0.48											
		75.66	3		93.28	8	1	72.97	6		105.72	11		289.75	23	1
	竹林															

- 注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材種:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総数	総数	5,277.16	1,091	20	4,652.85	950	14	3,427.53	652	9	1,747.62	356	6	961.37	176	3	
		針	5,277.16	1,091	20	4,652.85	950	14	3,427.53	652	9	1,747.62	356	6	961.37	176	3	
		広	4,692.54	970	17	3,869.98	792	10	2,550.67	507	5	837.38	188	2	269.37	56	1	
	総数	針	584.62	121	3	782.87	158	4	876.86	145	3	910.24	167	4	692.00	120	2	
		総数	4,653.75	1,020	18	3,852.84	837	11	2,559.97	537	6	811.42	195	2	236.48	56	1	
		針	4,650.55	964	17	3,810.34	781	10	2,544.45	506	5	811.42	182	2	236.48	49		
	人工林	広	3.20	57	1	42.50	57	1	15.52	31			13			8		
		総数	4,621.85	1,016	18	3,692.06	812	11	2,489.01	525	6	806.64	192	2	217.40	52		
		針	4,618.65	961	17	3,649.56	764	10	2,473.49	498	5	806.64	179	2	217.40	46		
	広	3.20	55	1	42.50	47	1	15.52	26			13			6			
立木地	育複層成林	総数										(4.35)						
		針	31.90	5		160.78	26		70.96	12		4.78	2		19.08	4		
		針	31.90	3		160.78	16		70.96	8		4.78	2		19.08	2		
	総数	広		2			9			4					2			
		総数	623.41	71	2	800.01	112	3	867.56	116	3	936.20	161	4	724.89	120	2	
		針	41.99	6		59.64	11		6.22	1		25.96	7		32.89	7		
	天然林	広	581.42	65	2	740.37	101	3	861.34	114	3	910.24	154	4	692.00	113	2	
		総数	1.46															
		針	1.46															
	広																	
立木地	育複層成林	総数	190.16	18	1	150.95	16		166.53	15		116.52	11		62.62	6		
		針	17.97	2		12.79	2		0.36			2.46						
		広	172.19	16	1	138.16	14		166.17	15		114.06	11		62.62	6		
	天然生	総数	431.79	52	2	649.06	96	3	701.03	101	3	819.68	150	4	662.27	114	2	
		針	22.56	4		46.85	9		5.86	1		23.50	6		32.89	7		
		広	409.23	49	2	602.21	87	3	695.17	100	3	796.18	143	3	629.38	107	2	
竹林																		
無立木地																		

- 注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		1 5 齡級				1 6 齡級				1 7 齡級				1 8 齡級				1 9 齡級			
		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量		面積	材積	成長量	
立木地	総数	総数	1,614.80	297	4	1,877.06	373	4		1,745.89	383	4		1,062.66	242	2		1,153.42	239	2	
		針	1,614.80	297	4	1,877.06	373	4		1,745.89	383	4		1,062.66	242	2		1,153.42	239	2	
	総数	針	526.48	109	1	1,177.07	237	2		1,064.08	248	2		445.69	115	1		432.92	100	1	
		広	1,088.32	188	3	699.99	135	2		681.81	135	2		616.97	127	1		720.50	139	1	
	総数	針	505.48	127	1	1,143.71	271	2		1,027.75	268	2		379.94	111	1		296.15	81	1	
		針	499.42	104	1	1,142.60	230	2		1,027.75	239	2		379.94	97	1		296.15	64		
	育単層成林	広	6.06	23		1.11	42				29			14				16			
		総数	423.38	106	1	920.51	220	2		1,014.08	265	2		308.66	93	1		219.96	60		
	育複層成林	針	417.32	90	1	919.40	196	2		1,014.08	238	2		308.66	86	1		219.96	53		
		広	6.06	16		1.11	24			(0.83)	27			(2.68)	7				7		
天然林	育複層成林	総数	(3.09)			(2.20)															
		針	82.10	21		223.20	52			13.67	3			71.28	18			76.19	21		
	育単層成林	針	82.10	14		223.20	34			13.67	2			71.28	11			76.19	11		
		広		7			18				1				7				9		
	総数	針	1,109.32	170	3	733.35	101	2		718.14	115	2		682.72	131	2		857.27	158	2	
		針	27.06	5		34.47	8			36.33	9			65.75	18			136.77	35		
	育単層成林	広	1,082.26	165	3	698.88	93	2		681.81	106	1		616.97	114	1		720.50	123	1	
		総数					2				1			4.16	2			0.41	2		
	育複層成林	針					2				1			4.16	2			0.31	2		
		広																0.10			
無立木地	育複層成林	総数	74.12	8		41.66	5			16.59	2			28.01	6			77.67	20		
		針	1.16											13.55	3			51.24	14		
	天然生	針	72.96	8		41.66	5			16.59	2			14.46	2			26.43	6		
		針	1,035.20	162	3	691.69	95	2		701.55	112	1		650.55	123	1		779.19	136	1	
	竹林	針	25.90	5		34.47	6			36.33	8			48.04	12			85.22	20		
		広	1,009.30	157	3	657.22	88	1		665.22	104	1		602.51	111	1		693.97	117	1	

- 注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³/年

区分		20 齢級			21 齢級以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	総数	1,564.03	292	2	33,935.82	6,108	32
	針	1,564.03	292	2	33,935.82	6,108	32
	広	461.35	98	1	6,266.67	1,248	11
総数	総数	1,102.68	194	2	27,669.15	4,861	20
	針	304.30	77		202.18		51
	広	304.30	62		194.06	44	
育単層成林	総数	221.54	60		162.48	41	
	針	221.54	52		154.36	37	
	広		8		8.12	4	
育複層成林	総数	82.76	17		39.70	10	
	針	82.76	11		39.70	6	
	広		7			4	
総数	総数	1,259.73	214	2	33,733.64	6,057	32
	針	157.05	36		6,072.61	1,204	11
	広	1,102.68	179	2	27,661.03	4,853	20
育単層成林	総数		1			1	
	針		1			1	
	広						
育複層成林	総数	114.81	22		2,274.82	613	6
	針	59.90	14		1,526.81	434	5
	広	54.91	8		748.01	179	1
天然生	総数	1,144.92	192	2	31,458.82	5,443	26
	針	97.15	21		4,545.80	769	6
	広	1,047.77	171	1	26,913.02	4,674	20
竹林							
無立木地							

- 注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

区分		立木地										無立木地等					計			
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土 地		
		育成複層林		計		育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
		針	広	針	広															
制限林	面積	針 21,151.46	602.14	21,753.60	161.74	29.42	1,080.72	4,111.26	5,221.40	26,975.00										
	広	21,161.74					1,446.92	32,825.60	34,272.52	34,434.26										
	計	21,313.20	602.14	21,915.34	75,699	29.42	2,527.64	36,936.86	39,493.92	61,409.26	128.30	4.82				2,206.90			2,340.02	63,749.28
	材積	針 4,321.691	75,699	4,397,390	3,982	3,982	290,118	642,842	936,912	5,334,302										5,334,302
	広	234,011	48,124	282,135	45,124	209,354	5,508,881	5,718,235	6,000,370	6,000,370										6,000,370
成長量	計	4,555,702	123,823	4,679,525	95,510.7	145.1	3,379.9	6,151,723	6,655,147	11,334,672										11,334,672
	針	94,776.8	733.9	95,510.7	3,635.8	389.2	2,542.9	38,780.4	8,965.1	104,475.8										104,475.8
	広	3,246.6	389.2	3,635.8	1,123.1	99,146.5	145.1	5,922.8	41,323.3	44,959.1										44,959.1
	計	98,023.4	1,123.1	99,146.5	357.75	8,664.78	313.45	612.32	50,288.4	149,434.9										149,434.9
	針	8,307.03	357.75	8,664.78	19.03	0.10	269.80	2,651.33	1,865.46	10,530.24										
普通林	面積	針 8,326.06	357.75	8,683.81	51,915	313.55	882.12	3,591.02	4,786.69	13,470.50	114.08									14,808.03
	広	1,624,660	51,915	1,676,575	38,861	180,083	227,771	446,715	2,123,290											2,123,290
	計	96,131	26,666	122,797	130	67,388	450,709	518,227	641,024	2,764,314										2,764,314
	材積	針 1,720,791	78,581	1,799,372	38,991	247,471	678,480	964,942	2,027.1	2,144.4	39,214.0									39,214.0
	広	33,055.0	533.5	33,588.5	149.9	1.4	583.8	5,226.5	5,811.7	6,709.4										6,709.4
成長量	計	747.8	149.9	897.7	34,486.2	1,455.4	2,610.9	7,370.9	11,437.2	45,923.4										45,923.4
	針	33,802.8	683.4	34,486.2	959.89	342.87	1,693.04	5,050.95	7,086.86	37,505.24										37,505.24
	広	29,458.49	180.77	30,418.38	180.77	0.10	1,716.72	35,476.93	37,193.75	37,374.52										37,374.52
	計	29,639.26	959.89	30,599.15	342.97	3,409.76	40,527.88	44,280.61	48,133.62	74,879.76	242.38	4.82								78,557.31
	針	5,946.351	127,614	6,073,965	42,813	470,201	870,613	1,383,627	6,236,462	7,457,592										7,457,592
計	針	330,142	74,790	404,932	130	276,742	5,959,590	6,641,394	14,098,986											6,641,394
	広	6,276,493	202,404	6,478,897	42,943	746,943	6,830,203	7,620,089	14,098,986											14,098,986
	計	127,831.8	1,267.4	129,099.2	1,599.1	5,407.0	7,584.5	14,590.6	143,689.8											143,689.8
	針	3,994.4	539.1	4,533.5	1,4	3,126.7	44,006.9	47,135.0	51,668.5											51,668.5
	広	131,826.2	1,806.5	133,632.7	1,600.5	8,533.7	51,591.4	61,735.6	195,358.3											195,358.3

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	人工林					天然林					無立木地等				
		育成層林		育成複層林		計	育成層林		育成複層林		計	伐採跡地	未立木地	改 訂 予定地	植 林地 以外 の 土 地	計
		針	広	針	広		針	広	針	広						
十和田市	面積	計	6,622.00	99.40	6,721.40	0.32	4.26	2,012.75	2,017.33		8,738.73					
		広	91.62		91.62		49.84	17,919.48	17,969.32		18,060.94					
		計	6,713.62	99.40	6,813.02	0.32	54.10	19,932.23	19,986.65		26,799.67	102.40			1,124.89	1,227.29
	材積	針	1,588,754	15,243	1,603,997	26	589	120,948	121,563		1,725,560					1,725,560
		広	58,625	9,717	68,342		4,060	3,001,067	3,005,127		3,073,469					3,073,469
		計	1,647,379	24,960	1,672,339	26	4,649	3,122,015	3,126,690		4,799,029					4,799,029
三沢市	成長量	針	33,486.0	103.4	33,589.4	1.8	7.4	628.4	637.6		34,227.0					34,227.0
		広	874.7	49.9	924.6		98.5	18,034.8	18,133.3		19,057.9					19,057.9
		計	34,360.7	153.3	34,514.0	1.8	105.9	18,663.2	18,770.9		53,284.9					53,284.9
	面積	針	81.92		81.92			2.32	2.32		84.24					
		広														
		計	81.92		81.92			2.32	2.32		84.24		4.82		29.58	118.64
野辺地町	材積	針	12,629		12,629			470	470		13,099					13,099
		広						470	470							
		計	12,629		12,629			470	470		13,099					13,099
	成長量	針	149.0		149.0			13.1	13.1		162.1					162.1
		広														
		計	149.0		149.0			13.1	13.1		162.1					162.1
七戸町	面積	針	975.84	2.53	978.37	8.79	139.58	324.80	473.17		1,451.54					
		広	8.94		8.94		39.37	351.94	391.31		400.25					
		計	984.78	2.53	987.31	8.79	178.95	676.74	864.48		1,851.79	13.60			80.60	1,945.99
	材積	針	190,166	465	190,631	992	42,900	93,124	137,016		327,647					327,647
		広	13,781	200	13,981		12,657	84,415	97,072		111,053					111,053
		計	203,947	665	204,612	992	55,557	177,539	234,088		438,700					438,700
横浜町	成長量	針	3,851.4	4.2	3,855.6	40.4	503.7	960.8	1,504.9		5,360.5					5,360.5
		広	182.8	1.0	183.8		72.5	907.8	980.3		1,164.1					1,164.1
		計	4,034.2	5.2	4,039.4	40.4	576.2	1,868.6	2,485.2		6,524.6					6,524.6
	面積	針	4,494.80	240.63	4,735.43		410.42	706.12	1,116.54		5,851.97					
		広	9.48		9.48		872.53	7,175.20	8,047.73		8,057.21					
		計	4,504.28	240.63	4,744.91		1,282.95	7,881.32	9,164.27		13,909.18	4.83			709.80	14,623.81
三戸町	材積	針	847,394	24,234	871,628		89,949	137,049	226,998		1,098,626					1,098,626
		広	44,992	16,750	61,742		111,719	1,133,097	1,244,816		1,306,558					1,306,558
		計	892,386	40,984	933,370		201,668	1,270,146	1,471,814		2,405,184					2,405,184
	成長量	針	22,075.8	312.5	22,388.3		1,072.1	1,314.5	2,386.6		24,774.9					24,774.9
		広	677.3	182.7	860.0		1,662.9	7,689.3	9,352.2		10,212.2					10,212.2
		計	22,753.1	495.2	23,248.3		2,735.0	9,003.8	11,738.8		34,987.1					34,987.1
三戸町	面積	針	2,132.81	212.45	2,345.26	2.89	588.78	670.44	1,262.11		3,607.37					
		広					198.91	970.63	1,169.54		1,169.54					
		計	2,132.81	212.45	2,345.26	2.89	787.69	1,641.07	2,431.65		4,776.91	5.71			258.31	5,040.93
	材積	針	405,147	31,985	437,132	337	174,115	162,278	336,730		773,862					773,862
		広	29,683	16,061	45,744		57,182	178,104	235,286		281,030					281,030
		計	434,830	48,046	482,876	337	231,297	340,382	572,016		1,054,892					1,054,892
三戸町	成長量	針	8,405.7	311.8	8,717.5	13.1	1,953.5	1,541.7	3,508.3		12,225.8					12,225.8
		広	264.7	82.9	347.6		329.8	1,586.6	1,916.4		2,264.0					2,264.0
		計	8,670.4	394.7	9,065.1	13.1	2,283.3	3,128.3	5,424.7		14,489.8					14,489.8

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等									
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計					
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	計	天然生林	計												
東北町	面積	針	3,681.27	18.80	3,700.07	135.35	410.15	407.31	952.81										計		
		広	6.36		6.36	0.10	203.88	662.75	866.73												
	計	3,687.63	18.80	3,706.43	135.45	614.03	1,070.06	1,819.54													
	材積	針	712.735	3.293	716.028	18.325	124.674	117.175	260.174												
		広	24.395	1.839	26.234	35	45.345	163.184	208.564												
	計	737.130	5.132	742.262	18.360	170.019	280.359	468.738													
六ヶ所村	成長量	針	16,249.2	53.5	16,302.7	619.7	1,477.0	1,166.9	3,263.6												
		広	230.8	11.2	242.0	0.3	346.3	1,521.8	1,868.4												
	計	16,480.0	64.7	16,544.7	620.0	1,823.3	2,688.7	5,132.0													
	面積	針	4,265.24	118.96	4,384.20	180.92	132.29	807.98	1,121.19												
		広	3.73		3.73		74.10	2,246.41	2,320.51												
	計	4,268.97	118.96	4,387.93	180.92	206.39	3,054.39	3,441.70													
三戸町	材積	針	866,904	17,100	884,004	21,350	37,639	219,100	278,089												
		広	47,327	9,005	56,332	95	15,215	432,050	447,360												
	計	914,231	26,105	940,336	21,445	52,854	651,150	725,449													
	成長量	針	16,123.4	167.4	16,290.8	845.0	387.9	1,821.2	3,054.1												
		広	316.0	51.4	367.4	1.1	185.5	3,719.1	3,905.7												
	計	16,439.4	218.8	16,658.2	846.1	573.4	5,540.3	6,959.8													
田子町	面積	針	708.35	2.44	710.79		0.15	10.78	10.93												
		広	4.19		4.19		2.20	695.43	697.63												
	計	712.54	2.44	714.98		2.35	706.21	708.56													
	材積	針	120,470	305	120,775		26	1,625	1,651												
		広	9,537	212	9,749		204	101,298	101,502												
	計	130,007	517	130,524		230	102,923	103,153													
南部町	成長量	針	3,128.7	2.2	3,130.9		0.3	8.2	8.5												
		広	105.0	1.2	106.2		6.0	1,145.6	1,151.6												
	計	3,233.7	3.4	3,237.1		6.3	1,153.8	1,160.1													
	面積	針	4,850.75	241.33	5,092.08	14.60	7.41	99.26	121.27												
		広	37.00		37.00		237.61	3,991.28	4,228.89												
	計	4,887.75	241.33	5,129.08	14.60	245.02	4,090.54	4,350.16													

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等				
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	育成単層林	育成複層林	天然単層林	天然複層林	計					
階上町	面積	針	93.97	93.97							93.97					
		広														
	計		93.97	93.97							93.97				1.16	95.13
	材積	針	24,287	24,287							24,287					24,287
		広														
新郷村	材積	針	24,287	24,287							24,287					24,287
		針	236.6	236.6							236.6					236.6
	成長量	針														
		針	236.6	236.6							236.6					236.6
	面積	針	1,483.02	23.35	1,506.37						9.19					
新郷村		広	19.45	19.45					38.28	1,463.81	1,502.09					
	計		1,502.47	23.35	1,525.82				38.28	1,473.00	1,511.28		3.95		210.68	214.63
	材積	針	291,053	3,134	294,187					2,208	2,208		296,395			296,395
		広	25,603	1,785	27,388				3,894	220,188	224,082					251,470
	成長量	針	316,656	4,919	321,575				3,894	222,396	226,290					547,865
新郷村		針	5,921.4	19.5	5,940.9					18.2	18.2					5,959.1
		広	320.9	10.7	331.6				50.8	2,353.3	2,404.1					2,735.7
	計		6,242.3	30.2	6,272.5				50.8	2,371.5	2,422.3					8,694.8
		針	29,458.49	959.89	30,418.38				1,693.04	5,050.95	7,086.86					
	面積	針	180.77		180.77				1,716.72	35,476.93	37,193.75					
森林計画計		針	29,639.26	959.89	30,599.15				3,409.76	40,527.88	44,280.61		4.82		3,430.35	3,677.55
		針	5,946.351	127.614	6,073.965				470.201	870.613	1,383.627					7,457.592
	材積	針	330,142	74,790	404,932				276,742	5,959.590	6,236,462					6,641,394
		針	6,276.493	202,404	6,478,897				746,943	6,830,203	7,620,089					14,098,986
	成長量	針	127,831.8	1,267.4	129,099.2				5,407.0	7,584.5	14,590.6					143,689.8
森林計画計		針	3,994.4	539.1	4,533.5				3,126.7	44,006.9	47,135.0					51,668.5
		針	131,826.2	1,806.5	133,632.7				8,533.7	51,591.4	61,725.6					195,358.3
	計															

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村									
	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	横浜町	東北町				
水源かん養保安林	27,146.37			14,072.17						2,217.63
土砂崩壊防備保安林	(694.18)							125.83	(27.57)	443.43
飛砂防備保安林										
防風保安林			84.97							
水害防備保安林										
潮害防備保安林										
干害防備保安林										
防雪保安林										
防霧保安林										
なだれ防止保安林										
落石防止保安林										
防火保安林										
魚つき保安林										
航行目標保安林										
保健保安林	(6,730.17)					303.41			(94.44)	
風致保安林	(102.66)									
計	(7,527.01)		84.97			1,483.74		125.83	(122.01)	2,661.06
保安施設地区										
砂防指定地										
特別保護地区	(270.55)									
第一種特別地域	(5,104.65)			(6.94)		6.78	(176.91)	11.85	(0.12)	2.64
第二種特別地域	(3,161.60)									
第三種特別地域	(3,371.24)									
地種区分未定地域	(5,020.76)									
計	(16,658.25)									
特別保護地区										
第一種特別地域										
第二種特別地域										
第三種特別地域										
地種区分未定地域										
計										
都道府県立										
第一種特別地域										
第二種特別地域										
第三種特別地域										
地種区分未定地域										
計										
原生自然環境保全地域										
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区										
鳥獣保護区特別保護地区	(6,400.26)									
緑地保全地区										
風致地区										
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物	(5,028.27)									2.22
種の保存法による管理地区										
その他										
合計	(35,884.34)		84.97	(6.94)	1,490.52	(176.91)	14,084.02	125.83	(122.13)	2,665.92

注 ()は、重複する制限林面積を表す。

単位 面積：ha

区分	市町村									
	六ヶ所村	三戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村				
水源かん養保安林	703.86	1,320.26	8,939.54	72.80		2,633.86				
土砂流田防備保安林	559.75		681.70			571.42				
土砂崩壊防備保安林	33.64		60.77			1.63				
飛砂防備保安林										
防風保安林	542.42									
水害防備保安林										
潮害防備保安林										
干害防備保安林	1,410.09	81.38								
防雪保安林										
防霧保安林										
なだれ防止保安林										
落石防止保安林										
防火保安林										
魚つき保安林										
航行目標保安林										
保健保安林	(41.72)	(70.94)	(154.97)			(310.68)				
風致保安林										
計	(41.72)	(70.94)	(154.97)	72.80		3,206.91				
保安施設地区										
砂防指定地										
特別保護地区										
第一種特別地域	2.55		(350.13)			2.56				
第二種特別地域										
第三種特別地域										
地種区分未定地域										
計										
特別保護地区										
第一種特別地域										
第二種特別地域										
第三種特別地域										
地種区分未定地域										
計										
都				(2.57)						
自然										
府				(70.23)	27.00					
県										
立				(72.80)	27.00					
園										
計										
第一種特別地域										
第二種特別地域										
第三種特別地域										
地種区分未定地域										
計										
原生自然環境保全地域										
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区										
鳥獣保護区特別保護地区						(194.79)				
緑地保全地区										
風致地区										
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物										
種の保存法による管理地区										
その他										
合計	(41.72)	(70.94)	(505.10)	(72.80)	27.00	(583.70)				

注 () は、重複する制限林面積を表す。

単位 面積：ha		市町村	
区分		合計	
保 安 林	水源かん養保安林		58,286.82
	土砂流出防備保安林	(721.75)	2,470.38
	土砂崩壊防備保安林		96.04
	飛砂防備保安林		
	防風保安林		627.39
	水害防備保安林		
	潮害防備保安林		
	干害防備保安林		1,491.47
	防雪保安林		
	防霧保安林		
	なだれ防止保安林		
	落石防止保安林		
	防火保安林		
	魚つき保安林		
	航行目標保安林		
	保健保安林	(7,402.92)	423.43
	風致保安林	(102.66)	
	計	(8,227.33)	63,395.53
	保安施設地区		
国 立 公 園	砂防指定地		
	特別保護地区	(882.88)	106.32
	第一種特別地域	(5,104.65)	17.41
	第二種特別地域	(3,161.60)	45.76
	第三種特別地域	(3,371.24)	15.18
	地種区分未定地域	(5,020.76)	139.66
	計	(16,658.25)	218.01
	特別保護地区		
	第一種特別地域		
	第二種特別地域		
都 道 公 園	第一種特別地域	(2.57)	
	第二種特別地域		
	第三種特別地域	(70.23)	27.00
	地種区分未定地域		
	計	(72.80)	27.00
	原生自然環境保全地域		
	自然環境保全地域特別地区		
	都道府県自然環境保全地域特別地区	(194.79)	0.20
	鳥獣保護区特別保護地区	(6,400.26)	
	緑地保全地区		
そ の 他	風致地区		
	特別母樹林		2.22
	史跡名勝天然記念物	(5,028.27)	
	種の保存法による管理地区		
	その他		
合計		(37,464.58)	63,749.28

注 ()は、重複する制限林面積を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ミズナラ	その他 広葉樹
総数	4,208	1,148	580	900	621	3,407	288	2,947
人工林	4,174	11	577	809	503	8	8	389
天然林	35	1,137	3	91	118	3,399	279	2,558

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	274.70
八戸市	—
十和田市	0.33
三沢市	—
野辺地町	0.35
七戸町	171.98
六戸町	—
横浜町	85.52
東北町	—
六ヶ所村	15.7
おいらせ町	—
三戸町	—
五戸町	—
田子町	0.82
南部町	—
階上町	—
新郷村	—

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風 水 害				病 虫 害				雪 害				獣 類 害			
	22	23	24	25	22	23	24	25	22	23	24	25	22	23	24	25
総 数	0	7	8	0	—	—	—	—	—	2	0	—	—	—	—	—
八 戸 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十和田市	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
三 沢 市	0	7	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野辺地町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七 戸 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六 戸 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横 浜 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 北 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
おいらせ町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 戸 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五 戸 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田 子 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0	—	—	—	—	—
南 部 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
階 上 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新 郷 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「—」は被害なし、「0」は被害が1 ha未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	6 組合	12,334	87	678,503	73,479	
	八戸市	八戸市	679	7	15,649	2,927	
	三戸町	三八地方	6,726	47	292,772	43,089	
	十和田市	上十三地区	2,445	9	125,126	10,463	
		大平	285	1	1,748	1,312	
	七戸町	上北	1,578	15	198,732	10,379	
	東北町	東北町	621	8	44,476	5,309	
生 産 森 林 組 合	総 数	8 組合	978	—	46,354	1,032	
	八戸市	中野	60	—	7,087	60	
	三戸町	泉山	48	—	1,680	17	
	南部町	相内	92	—	9,420	215	
		門前	58	—	5,387	145	
		大向	137	—	5,680	115	
		鳥谷	42	—	6,720	123	
	新郷村	温泉沢	225	—	9,160	143	
	十和田市	深持	316	—	1,220	214	

資料：青森県団体経営改善課資料（平成26年3月31日）

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森 林 組合名	指 導 事 業	販 売 事 業	林 産 事 業	加 工 事 業	購 買 事 業
総 数	12,166	627,806	677,347	689,227	95,165
八戸市	1,638	3,019	94,539	—	25,778
三八地方	852	308,491	151,864	140,509	32,179
上十三地区	1,516	100,177	154,769	—	32,795
大平	1,303	—	—	—	0
上北	2,950	119,377	250,321	548,718	3,740
東北町	3,907	96,742	25,854	—	673

森 林 組合名	養 苗	森林造成 事 業	利用・福利厚生 事 業	金 融 事 業	合 計
総 数	34,499	1,163,166	398,138	5,863	3,703,377
八戸市	—	176,690	66,951	—	368,615
三八地方	—	370,749	99,175	5,769	1,109,588
上十三地区	—	164,921	69,459	—	523,637
大平	—	—	8,647	—	9,950
上北	26,469	163,209	108,820	94	1,223,698
東北町	8,030	287,597	45,086	—	467,889

資料：青森県団体経営改善課資料（平成26年3月31日）

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総 数	2,008	2	96
八 戸 市	153	—	19
十 和 田 市	253	1	11
三 沢 市	13	—	1
野 辺 地 町	54	—	4
七 戸 町	99	—	8
六 戸 町	33	—	4
横 浜 町	5	—	—
東 北 町	215	—	4
六ヶ所村	16	—	—
おいらせ町	12	—	6
三 戸 町	161	1	4
五 戸 町	186	—	11
田 子 町	429	—	3
南 部 町	101	—	19
階 上 町	99	—	1
新 郷 村	179	—	1

資料 林業経営体は「2010世界農林業センサス」（農林水産省）による。

木材卸売業は青森県林政課資料による。

木材・木製品製造業は「H23工業統計表」（経済産業省）による。

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)		
	総 数	うち林業	割 合
総 数	246,417	744	0.30
八 戸 市	108,446	53	0.05
十 和 田 市	32,446	210	0.65
三 沢 市	19,759	2	0.01
野 辺 地 町	6,469	54	0.83
七 戸 町	8,213	70	0.85
六 戸 町	5,206	4	0.08
横 浜 町	2,482	12	0.48
東 北 町	9,352	61	0.65
六ヶ所村	6,250	11	0.18
おいらせ町	11,838	3	0.03
三 戸 町	5,390	36	0.67
五 戸 町	9,308	32	0.34
田 子 町	3,264	94	2.88
南 部 町	9,754	34	0.35
階 上 町	6,611	34	0.51
新 郷 村	1,629	34	2.09

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	1	立木を伐倒する自走式機械
スキッド	1	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	16	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	27	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	15	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	1	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	6	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	6	巻き立て・玉切り機械

資料 青森県林政課資料（平成 年3月31日）

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：％

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	899	725	81	207	169	82	692	556	80
針葉樹	894	668	75	203	162	80	692	505	73
広葉樹	4	58	1,314	4	7	161	—	50	—

(2) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
858	734	85	736	569	77	122	164	134

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：％

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
17.6	12.0	68	—	1.3	—

(4) 保安施設の数

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	1	0	17
水源かん養	—	—	—	—	—	—
災害防備	—	—	—	1	0	17
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「0」は1ha未満。

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
135	75

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	199.06	199.06

（２）森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	99.05	99.05

6 森林資源の推移

（１）分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,148	749	743	744	755	746	740	746
		針葉樹	1,089	746	740	741	752	743	737	743
		広葉樹	58	3	3	3	3	3	3	3
	主 伐	総 数	599	250	254	280	296	304	285	287
		針葉樹	572	247	251	277	292	301	282	283
		広葉樹	27	3	3	3	3	3	3	3
	間 伐	総 数	548	499	489	464	459	442	455	460
		針葉樹	517	499	489	464	459	442	455	460
		広葉樹	31	0	0	0	0	0	0	0
造林 面積	総 数		1,072	1,132	916	968	1,018	1,037	976	927
	人工造林		932	897	684	730	770	776	704	643
	天然更新		140	235	232	238	247	261	273	284

注１ 分期とは5年を一括りとする単位。第Ⅰ分期は平成27年から平成31年までとなる。

２ 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

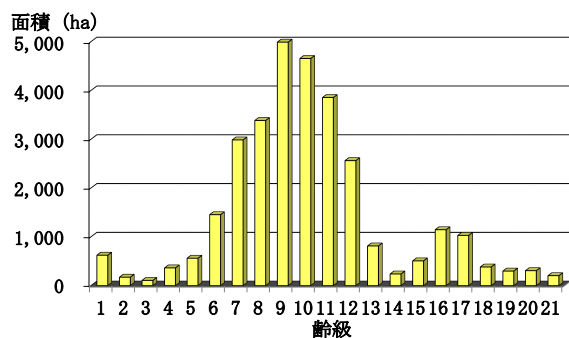
単位 面積：ha、材積：1,000m³

区 分		面 積												材積
		総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21 齢級以上	
Ⅰ 分期	総 数	74,880	857	594	2,446	6,602	10,631	8,080	2,711	3,495	2,810	2,717	33,936	14,078
	人工林	30,599	789	463	2,011	6,367	9,642	6,413	1,050	1,652	1,409	600	202	6,457
	育成単層林	29,639	787	459	2,011	6,358	9,549	6,181	1,024	1,344	1,323	442	162	6,258
	育成複層林	960	2	4	0	8	94	232	26	308	87	159	40	200
	天然林	44,281	68	131	435	235	988	1,668	1,661	1,843	1,401	2,117	33,734	7,621
	育成単層林	343	0	54	237	14	32	0	0	0	4	0	0	43
	育成複層林	2,654	0	0	21	15	135	85	47	87	37	172	2,054	654
	天然生林	41,284	68	77	177	206	821	1,583	1,614	1,756	1,359	1,944	31,680	6,924
Ⅱ 分期	総 数	73,497	1,803	351	1,158	4,770	8,522	8,900	4,213	2,463	3,533	2,312	35,471	14,521
	人工林	29,074	1,664	272	891	4,436	8,019	7,500	2,411	630	2,085	666	499	6,494
	育成単層林	28,052	1,633	268	888	4,436	7,917	7,308	2,333	527	1,847	518	377	6,295
	育成複層林	1,022	32	4	3	0	102	193	78	103	238	148	122	200
	天然林	44,422	139	79	268	334	503	1,399	1,802	1,834	1,448	1,646	34,972	8,027
	育成単層林	345	2	11	150	139	37	1	0	0	0	5	0	46
	育成複層林	2,740	44	0	0	26	26	157	60	85	51	149	2,141	681
	天然生林	41,337	93	68	118	169	439	1,240	1,741	1,748	1,396	1,492	32,831	7,300
Ⅲ 分期	総 数	73,626	2,230	857	594	2,415	6,536	9,889	6,120	2,360	3,237	2,754	36,636	15,013
	人工林	29,151	2,052	789	463	1,984	6,311	8,930	4,460	702	1,398	1,302	761	6,826
	育成単層林	28,064	1,981	787	459	1,983	6,263	8,805	4,229	677	1,099	1,216	566	6,604
	育成複層林	1,087	71	2	4	0	48	125	231	26	299	87	195	222
	天然林	44,475	178	68	131	431	226	959	1,660	1,657	1,839	1,451	35,875	8,187
	育成単層林	354	12	0	54	237	14	31	0	0	0	4	1	52
	育成複層林	2,769	71	0	0	21	15	137	85	47	87	70	2,236	697
	天然生林	41,352	95	68	77	173	196	791	1,575	1,610	1,752	1,377	33,638	7,437
Ⅳ 分期	総 数	73,588	1,974	1,803	351	1,153	4,706	8,318	8,009	3,882	2,387	3,329	37,676	15,436
	人工林	29,059	1,807	1,664	272	891	4,380	7,816	6,624	2,087	560	1,850	1,108	7,107
	育成単層林	27,932	1,740	1,633	268	888	4,353	7,675	6,434	2,009	462	1,625	845	6,868
	育成複層林	1,127	67	32	4	3	28	141	190	77	98	225	263	239
	天然林	44,529	167	139	79	262	325	502	1,385	1,796	1,826	1,479	36,569	8,328
	育成単層林	369	27	2	11	150	139	34	1	0	0	0	5	58
	育成複層林	2,803	56	44	0	0	26	33	157	60	85	79	2,262	711
	天然生林	41,357	84	93	68	113	161	434	1,226	1,735	1,741	1,400	34,302	7,559
Ⅴ 分期	総 数	73,581	1,817	2,230	857	591	2,361	6,324	8,860	5,864	2,312	3,175	39,190	15,778
	人工林	28,990	1,644	2,052	789	463	1,939	6,090	7,909	4,219	658	1,303	1,923	7,322
	育成単層林	27,829	1,592	1,981	787	459	1,914	6,015	7,786	3,991	633	1,021	1,651	7,065
	育成複層林	1,161	52	71	2	4	25	75	123	228	25	282	273	257
	天然林	44,591	173	178	68	128	422	234	950	1,645	1,654	1,871	37,267	8,456
	育成単層林	385	35	12	0	54	237	13	28	0	0	0	5	64
	育成複層林	2,843	59	71	0	0	21	30	137	85	47	116	2,278	725
	天然生林	41,363	79	95	68	74	164	191	785	1,561	1,606	1,756	34,985	7,667
Ⅵ 分期	総 数	73,576	1,908	1,974	1,803	348	1,140	4,475	7,317	7,772	3,692	2,399	40,747	16,062
	人工林	28,915	1,729	1,807	1,664	272	883	4,135	6,823	6,400	1,902	540	2,760	7,490
	育成単層林	27,724	1,681	1,740	1,633	268	857	4,083	6,682	6,215	1,827	447	2,293	7,211
	育成複層林	1,190	48	67	32	4	26	52	141	185	75	93	467	279
	天然林	44,661	179	167	139	76	257	340	494	1,372	1,790	1,859	37,987	8,572
	育成単層林	398	40	27	2	11	150	132	31	1	0	0	4	68
	育成複層林	2,894	61	56	44	0	0	56	33	157	60	114	2,312	740
	天然生林	41,370	78	84	93	65	107	153	430	1,213	1,730	1,745	35,671	7,764
Ⅶ 分期	総 数	73,610	1,951	1,817	2,230	855	595	2,256	5,522	8,370	5,581	2,329	42,103	16,314
	人工林	28,860	1,763	1,644	2,052	789	471	1,802	5,294	7,428	3,948	638	3,030	7,633
	育成単層林	27,641	1,717	1,592	1,981	787	444	1,754	5,219	7,306	3,728	614	2,499	7,329
	育成複層林	1,219	46	52	71	2	27	48	75	122	221	24	531	303
	天然林	44,750	188	173	178	66	124	454	228	942	1,632	1,691	39,073	8,681
	育成単層林	412	50	35	12	0	54	219	12	25	0	0	4	72
	育成複層林	2,962	61	59	71	0	0	78	30	137	85	76	2,364	756
	天然生林	41,376	76	79	95	66	70	157	186	780	1,548	1,615	36,705	7,853
Ⅷ 分期	総 数	73,683	1,875	1,908	1,974	1,801	361	1,168	3,820	6,713	7,479	3,693	42,892	16,548
	人工林	28,826	1,681	1,729	1,807	1,664	287	836	3,500	6,226	6,119	1,866	3,111	7,772
	育成単層林	27,581	1,637	1,681	1,740	1,633	262	787	3,448	6,086	5,941	1,793	2,574	7,450
	育成複層林	1,245	44	48	67	32	25	49	52	140	178	73	537	322
	天然林	44,858	194	179	167	137	73	332	321	487	1,360	1,826	39,781	8,776
	育成単層林	428	58	40	27	2	11	137	119	28	1	0	4	75
	育成複層林	3,048	61	61	56	44	0	93	56	33	157	89	2,398	775
	天然生林	41,382	75	78	84	91	62	101	146	426	1,202	1,737	37,379	7,926
Ⅸ 分期	総 数	73,723	1,731	1,951	1,817	2,226	867	703	1,929	4,868	7,919	5,536	44,176	16,759
	人工林	28,739	1,534	1,763	1,644	2,052	803	457	1,503	4,646	6,984	3,874	3,478	7,899
	育成単層林	27,469	1,492	1,717	1,592	1,981	781	409	1,455	4,571	6,866	3,661	2,945	7,558
	育成複層林	1,270	42	46	52	71	23	48	48	75	118	214	533	341
	天然林	44,984	197	188	173	174	64	246	426	222	935	1,661	40,698	8,860
	育成単層林	444	62	50	35	12	0	50	198	11	23	0	4	78
	育成複層林	3,153	61	61	59	71	0	130	78	30	137	114	2,411	795
	天然生林	41,387	74	76	79	91	64	66	150	181	775	1,548	38,283	7,986

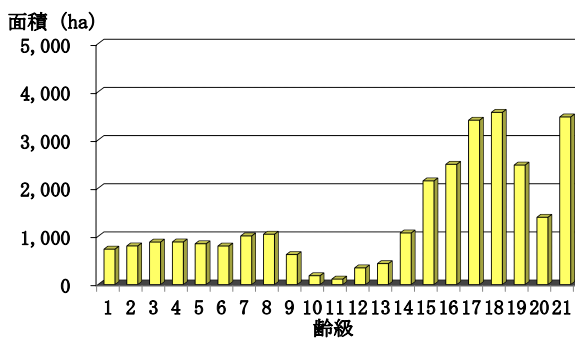
注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

○ 第Ⅰ分期及び第Ⅸ分期期首の人工林齢級別面積

第Ⅰ分期期首（平成27年）



第Ⅸ分期期首（平成67年）



注 年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢級」と数える。

7 その他

（1）国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成12年3月31日	8年
平成6年12月	経常樹立	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成11年12月	経常樹立	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成16年12月	経常樹立	自 平成17年4月1日 至 平成27年3月31日	10年
平成21年12月	経常樹立	自 平成22年4月1日 至 平成32年3月31日	10年
平成23年12月	一斉変更	自 平成22年4月1日 至 平成32年3月31日	10年
平成26年12月	経常樹立	自 平成27年4月1日 至 平成37年3月31日	10年

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	林 視	平成26年4月～12月
流域管理指導官	菅原 健一	平成26年4月～12月
計画課長補佐	庄司 卓矢	平成26年4月～12月
森林施業調整官	岩間 由文	平成26年4月～12月
計画調整官	斎藤 勇幸	平成26年4月～12月
企画係長	劔持 直樹	平成26年4月～12月
経営計画官	新倉 和宏	平成26年4月～12月
経営計画官	鳴海 徹	平成26年4月～12月